

第1回選定委員会での主な指摘事項と事務局の考え方(要旨)

資料2・資料3

No.	指摘事項	考え方
1	一次選定で抽出した候補地について、今後予定される法改正等により除外項目に該当する恐れがある場合など、当該評価項目を見直すなど評価基準を変更することは考えているのか。	環境審議会の答申を最大限尊重し、基本的には答申の評価項目・基準を進めることとする。ただし、整備用地の選定は行政が責任を持って決定することとしており、最終的な評価項目、評価基準等の設定は本委員会にて確定させる。 抽出した候補地での施設建設が事実上不可能であることが判明するなど、選定を進めていく過程で表面化する課題への対処方法は、本委員会にて協議し最善の策を講ずることとする。
2	公共の将来的な土地利用計画が判明した場合、現在の評価基準では対応できないのではないのか。	
3	新美化センターの建設には地域の理解が重要と考えるが、地域の同意を評価項目として設定しないのか。	情報提供地は地域や土地所有者の一定の理解が見込めるため、三次選定において優位性の加算項目を設定している。なお、地域の理解度は地域説明会等の実施後でないと正確な評価が計れないため、地域の同意に関して評価項目は設定していない。
4	水防法に基づく雨水出水浸水想定区域(内水氾濫想定区域)は、相当広域になるが、抽出している候補地すべてが一次選定で不適地と判定されることはないのか。	内水氾濫想定区域は、水防法に基づくものではなく、姫路市内水ハザードマップを基に設定しているため、根拠法令等を修正することとしたい。なお、いずれの候補地も内水氾濫想定区域に該当しないことを確認している。
5	現状では、土砂災害警戒区域には含まれていないが、建物が建つことで警戒区域に含まれる恐れがある。	建設の際に確認し、必要な対策をとることとする。
6	液状化危険度は、山崎断層帯地震と南海トラフ巨大地震の2種類の災害想定がある。	2種類の災害想定で確認することとする。
7	活断層について、評価項目を設定しているが、本市における地表震度分布では断層近辺より、南側の方が震度が強い想定である。	環境省の「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」に基づき、また防災拠点としての機能も考慮し、災害に強い施設を建設する予定である。活断層の直上は、ずれによる倒壊・崩壊の可能性もあるため、評価項目として設定した。評価においては、活断層を中心とした幅600mの範囲への該当の有無を判断する。
8	一次選定の除外エリア「宅地造成工事規制区域」について、法改正により令和7年頃に市内の広範囲に「宅地造成等工事規制区域」を指定する予定。市民に混同される恐れがある。	「ごみ処理施設整備計画・設計要領」2017改訂版において例示されている事項であり、熱海の事故も踏まえ、除外エリアとしており、現時点での指定に基づき、判断することとする。
9	二次選定において、最低評価(C)の数で足切りなどは考えているのか。	総合点での評価としており、最低評価の項目数での足切りは考えていない。また、二次選定の評価では、70%以上の採点がない候補地は建設適地と見なさず、三次選定に送らない評価システムとしている。
10	候補地内に、ため池、水路等の農業用施設がある場合には、水利関係者及び農区との事前調整が必要である。	該当する場合、施設整備の際の参考とする。

※この資料は、資料2及び資料3のうち候補地の特定につながる内容を除き、公表できる内容をまとめたものです。